（損害賠償担保措置の変更の承認の申請等）

第九条の四　法第九条第二項の承認を受けた者は、当該承認を受けた損害賠償担保措置について変更をしようとする場合は、様式第四の三による申請書に、前条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　［略］

（打上げ実施者の地位の承継の認可の申請）

第十条　［略］

［号を削る。］

一～三　［略］

2　［略］

一　［略］

［号を削る。］

二～四　［略］

3　［略］

一　［略］

［号を削る。］

二～四　［略］

［4・5　略］

（人工衛星の打上げ用ロケットの設計の型式認定の申請等）

第十三条　［略］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

［号を削る。］

（損害賠償担保措置の変更の承認の申請等）

第九条の四　法第九条第二項の承認を受けた者は、当該承認を受けた損害賠償担保措置について変更をしようとする場合は、様式第四の三による申請書に、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　［同上］

（打上げ実施者の地位の承継の認可の申請）

第十条　［同上］

一　譲受人に係る第五条第二項第一号に掲げる書類

二～四　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

二　合併後存続する法人又は合併により設立される法人に係る第五条第二項第一号ロに掲げる書類

三～五　［同上］

3　［同上］

一　［同上］

二　分割により人工衛星等の打上げに係る事業を承継する法人に係る第五条第二項第一号ロに掲げる書類

三～五　［同上］

［4・5　同上］

（人工衛星の打上げ用ロケットの設計の型式認定の申請等）

第十三条　［同上］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第一号に掲げる書類について、この府令において既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一　申請者に係る次に掲げる書類

イ　申請者が個人である場合は、その住民票の写し又はこれに代わる書類

ロ　申請者が法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

一～四　［略］

［3～5　略］

（設計等の変更の申請等）

第十四条　［略］

一　前条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類

［二・三　略］

［2～4　略］

（打上げ施設の適合認定の申請等）

第十六条　［略］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

［号を削る。］

一・二　［略］

［3～5　略］

（設計等の変更の申請等）

第十七条　［略］

一　前条第二項第一号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類

［二・三　略］

［2～4　略］

（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例）

第十九条　法第十九条第一項の内閣府令で定める国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）が行う簡略化された手続は、法第十三条第二項の規定にかかわらず、機構が、その行った人工衛星の打上げ用ロケットの設計が第七条に定めるロケット安全基準に適合していることを自ら確認し、当該確認の結果を記載した書類を添えて申請を行った場合は、法第十三条第二項第二号及び第三号に掲げる事項並びに第十三条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を省略する手続とする。

二～五　［同上］

［3～5　同上］

（設計等の変更の申請等）

第十四条　［同上］

一　前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類

［二・三　同上］

［2～4　同上］

（打上げ施設の適合認定の申請等）

第十六条　［同上］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第一号に掲げる書類について、この府令において既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一　申請者に係る次に掲げる書類

イ　申請者が個人である場合は、その住民票の写し又はこれに代わる書類

ロ　申請者が法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二・三　［同上］

［3～5　同上］

（設計等の変更の申請等）

第十七条　［同上］

一　前条第二項第二号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類

［二・三　同上］

［2～4　同上］

（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例）

第十九条　法第十九条第一項の内閣府令で定める国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）が行う簡略化された手続は、法第十三条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる記載事項及び添付書類を省略する手続とする。

一　第十三条第二項第一号に掲げる書類

二　機構が、その行った人工衛星の打上げ用ロケットの設計が第七条に定めるロケット安全基準に適合していることを自ら確認し、当該確認の結果を記載した書類を添えて申請を行った場合は、法第十